

広島県教育委員会告示第三号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十四条第七項の規定によつて、次のとおり広島県無形文化財の指定が解除された。

令和三年四月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

種別	名称	保持者	住所	指定年月日	解除年月日
工芸技術	三次人形の製作技術	丸本 壺	三次市十日市南四丁目	平成一八年四月一七日	令和三年三月一四日